

保険・年金・税

保険

介護保険負担限度額認定証の更新手続きを

同認定証の有効期限は7月31日(木)です。更新手続きが必要な人に6月下旬に申請書を送りますので手続きをしてください。申請書受け付け後、所得に応じた利用者負担段階を判定し、引き続き対象となる人には7月下旬以降に同認定証を送ります。

■保険給付課 ☎6858・2295



令和7年度の保険料の決定通知書を郵送

同通知書を、国民健康保険料は被保険者のいる世帯の世帯主に、介護保険料は65歳以上の人(第1号被保険者)に6月中旬に送ります。

また、失業による大幅な収入減や災害で納付が困難なときは、保険料の減免や納期の延長ができる場合があります。減免を希望する月の納期限までに相談してください。

■保険相談課 ☎6858・2301、
納付相談は ☎6858・2306

会社を退職したときは 年金の切り替え手続きを

20歳以上60歳未満の人が会社を退職し、農業者、自営業者、学生、フリーター、無職などになった場合は国民年金第1号被保険者(または第3号被保険者)への切り替え手続きが必要です。

■本人確認書類、基礎年金番号が分かるものかマイナンバーカード、会社が発行する退職日が確認できる書類を持って、国民年金係が庄内・新千里の各出張所。第3号被保険者への切り替えは配偶者の勤務先で手続き 同係 ☎6858・2264



国民年金

外国人の皆さまへ 公的年金制度に加入を

日本に住む20歳以上60歳未満の人は、国籍を問わず日本の公的年金制度に加入する義務があります。厚生年金保険に入っていない人は、市役所で国民年金加入の手続きをしてください。

■在留カード、学生の場合は学生証が在学証明書を添えて国民年金

税

令和7年度の市・府民税の 納税通知書を郵送

同通知書を6月中旬までに送りますので、税額を確認してください。給与所得者のうち給与所得以外の所得があり、市・府民税を給与から差し引くことに合わせて、個人で納付することを希望した人にも送ります。なお、申告受け付け期限後に提出された申告書の内容は、同通知書や課税証明書に反映されていない場合があります。

また、次の理由で納付が困難と認められる人は減免の対象になる場合があります(納期限までに要問い合わせ)。▽会社都合や正当な理由がある自己都合退職で失業し、雇用保険の基本手当を受給している人▽災害などにより収入の見込みがない人 同市民税課 ☎6858・2131

今月の市税納期限

市・府民税第1期分の納期限(口座振替の振替日)は6月30日(月)です。納期限までに納税がない場合は、市

係が庄内・新千里の各出張所 同国民年金係 ☎6858・2264

くらし全般

6月・7月の休日窓口

時6月14日(土)・7月12日(土)9時~13時 所市役所①第一庁舎②第二庁舎
内①住所変更・戸籍の届け出や各種証明書の受け取り(最近戸籍の届け出をした人は受け付けできない場合があります)②マイナンバーカードの受け取り 時①本人確認書類ほか②交付通知書に同封の書類参照 他取り扱い業務や必要書類は市HP参照。市HP・LINE公式アカウントから予約可能な手続きあり 同市民課 ☎6858・2202



市LINE 公式アカウント

市政情報や緊急情報などを発信しています

LINE ID
@toyonakacity



友だち登録はこちら

納付推進センターから電話連絡をする場合があります。 同市民税課 ☎6858・2131